

議案第14号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る  
事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の  
一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成 28 年政令第 8 号)の一部改正により建築物のエネルギー消費性能基準の適合性判定を受けるべき建築物の範囲が拡大されたことに伴い、当該適合性判定に係る手数料を拡充するほか、工場等に係る所要の審査時間に応じた手数料を設定するとともに、エネルギー消費性能誘導基準に対する適合性判定に関する手数料の細分化を行い、条ずれ対応その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。」を削り、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定」を「判定」に改め、同号の表を次のように改める。

項	区分			金額
	判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	工場等のみのも	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	21,600円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円
			50,000平方メートル以上のもの	349,700円

		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	26,200 円
		の	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	35,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	49,100 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	116,000 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	171,600 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,900 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	262,100 円
			50,000 平方メートル以上のもの	362,600 円
2	その他のもの	モデル建物	300 平方メートル未満のもの	99,200 円
	の	法によるもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
		の	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
			50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円

	の	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
		50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)の判定等にあつては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第3号の表において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖

場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

4 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。

第2条第2号中「第32条」を「第37条」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「もの限る」を「ものに限る」に改め、同号の表中

「

5,000平方メートル未満のもの	91,600円
------------------	---------

」を

「

1,000平方メートル未満のもの	19,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円

」に、

「

2,000平方メートル未満のもの	16,000円
------------------	---------

」を

「

300平方メートル未満のもの	6,100円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円

」に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の

合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 前号の表の備考 5 の規定は、この表についても適用する。

第 2 条第 3 号の表を次のように改める。

項	区分			金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	工場等のみ のもの	モデル建築物 法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	15,800 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,100 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	54,800 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	82,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	102,000 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	126,400 円
			50,000 平方メートル以上のもの	175,400 円
	その他のもの		1,000 平方メートル未満のもの	18,300 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25,100 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	58,700 円

			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	86,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	106,600 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	131,700 円
			50,000 平方メートル以上のもの	181,900 円
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	83,700 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	176,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,600 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	248,100 円
			50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
	その他のもの		1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	368,700 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	435,700 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	496,900 円



			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	619,500 円

備考 第 1 号の表の備考 1 及び備考 3 から備考 5 までの規定は、この表についても適用する。

第 2 条第 4 号の表以外の部分中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に、「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に改め、同号の表中

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
--------------------------------	----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円

」に、

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
--------------------------------	-----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円

」に、

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
--------------------------------	-----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円

」に

改め、同表備考 1 ただし書中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同表備考

4中「備考3」を「備考5」に改め、同条第5号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第6号中「第30条第2項(法第31条第2項)」を「第35条第2項(法第36条第2項)」に改め、同号ア(ア)中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号ア(ア)の表備考3中「備考3」を「備考5」に改め、同号ア(イ)中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第7号中「第30条第2項(法第31条第2項)」を「第35条第2項(法第36条第2項)」に改め、同号ア(ア)中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号ア(ア)の表備考4中「備考3」を「備考5」に改め、同号ア(イ)中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第8号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第9号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号の表中

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
-----------------------------	---------

」を

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円

」に、

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
-----------------------------	---------

」を

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,700円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円

」に、

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
-----------------------------	----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000 円

」に

改め、同表備考 2 中「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 10 号中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同号の表中

「

5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
-------------------	----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円

」に、

「

5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
-------------------	-----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円

」に、

「

5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
-------------------	-----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
----------------------------------	-----------

」に

改め、同表備考中「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 11 号の表中

「

5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円
-------------------	----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円

」に、

「

5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円
-------------------	-----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	83,700 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円

」に、

「

5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円
-------------------	-----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円

」に

改め、同表備考中「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 12 号中「第 36 条第 1 項」を

「第 41 条第 1 項」に改め、同号の表中

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
--------------------------------	----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円

」に、

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
--------------------------------	-----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円

」に、

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
--------------------------------	-----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円

」に

改め、同表備考 2 中「備考 2」を「備考 4」に、「備考 3」を「備考 5」に改め、同条第 13 号中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 41 条第 2 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例 新旧対照表

新				旧					
<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p>				<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p>					
項	区分			金額	項	区分			金額
	判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計			判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計		
1	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	21,600円	1	モデル建物法によるもの	2,000平方メートル未満のもの		166,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		269,000円
							5,000平方メートル以上		351,100円

		もの				10,000 平方メートル未満のもの	
		1,000 平方メートル以上	43,000 円			10,000 平方メートル以上	421,900 円
		2,000 平方メートル未満のもの				25,000 平方メートル未満のもの	
		2,000 平方メートル以上	108,400 円			25,000 平方メートル以上	495,000 円
		5,000 平方メートル未満のもの				50,000 平方メートル未満のもの	
		5,000 平方メートル以上	163,200 円			50,000 平方メートル以上	641,100 円
		10,000 平方メートル未満のもの				50,000 平方メートル以上	
		10,000 平方メートル以上	202,800 円			2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
		25,000 平方メートル未満のもの				2,000 平方メートル以上	597,700 円
		25,000 平方メートル以上	251,500 円			5,000 平方メートル未満のもの	
		50,000 平方メートル未満のもの				5,000 平方メートル以上	736,200 円
		50,000 平方メートル以上	349,700 円			10,000 平方メートル未満のもの	
		300 平方メートル未満のもの	26,200 円		2	10,000 平方メートル以上	870,100 円
	その他のもの	300 平方メートル以上	35,400 円			25,000 平方メートル未満のもの	
		1,000 平方メートル未満のもの				25,000 平方メートル以上	992,600 円
		1,000 平方メートル以上	49,100 円			50,000 平方メートル未満のもの	
		2,000 平方メートル未満のもの				50,000 平方メートル以上	1,237,700 円
		2,000 平方メートル以上	116,000 円				
		5,000 平方メートル未満のもの					
		5,000 平方メートル以上	171,600 円				
		10,000 平方メートル未満					

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の

			のもの			<p>部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号口の基準に適合することを確認することをいう。</p> <p>3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。</p>
			10,000 平方メートル以上	211,900 円		
			25,000 平方メートル未満のもの			
			25,000 平方メートル以上	262,100 円		
			50,000 平方メートル未満のもの			
			50,000 平方メートル以上	362,600 円		
			のもの			
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	99,200 円		
			300 平方メートル以上	126,300 円		
			1,000 平方メートル未満のもの			
			1,000 平方メートル以上	166,200 円		
			2,000 平方メートル未満のもの			
			2,000 平方メートル以上	269,000 円		
			5,000 平方メートル未満のもの			
			5,000 平方メートル以上	351,100 円		
			10,000 平方メートル未満のもの			
			10,000 平方メートル以上	421,900 円		
			25,000 平方メートル未満のもの			
			25,000 平方メートル以上	495,000 円		
			50,000 平方メートル未満のもの			
			50,000 平方メートル以上	641,100 円		
			のもの			



	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
		50,000 平方メートル以上 のもの	1,237,700 円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)の判定等にあつては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をすする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。))

以下この条において「省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第3号の表において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

4 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合す

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合す

ることの確認を受ける場合に係るものに限る。)を受けようとする者  
次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	判定等の区分	床面積の合計	
1	判定	1,000 平方メートル未満の もの	19,000 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の もの	30,700 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	91,600 円
		省略	
2	変更の判定	300 平方メートル未満のもの	6,100 円
		300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の もの	16,000 円
		省略	

備考

1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 前号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

(3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及

ることの確認を受ける場合に係るものに限る。)を受けようとする者  
次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	判定等の区分	床面積の合計	
1	判定		
		5,000 平方メートル未満の もの	91,600 円
		省略	
2	変更の判定		
		2,000 平方メートル未満の もの	16,000 円
		省略	

備考 前号の表の備考1及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及

び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条に規定する書面の交付を受けようとする者

次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額	
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法		
1	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	15,800 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,100 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	54,800 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	82,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	102,000 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	126,400 円

び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条に規定する書面の交付を受けようとする者

次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	モデル建物法によるもの	5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	176,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,600 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	248,100 円
		50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
2	その他のもの	5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	368,700 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	435,700 円

			50,000 平方メートル以上の もの	175,400 円			もの	
		その他のもの	1,000 平方メートル未満の もの	18,300 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	496,900 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の もの	25,100 円			50,000 平方メートル以上の もの	619,500 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	58,700 円				
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	86,400 円				
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	106,600 円				
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	131,700 円				
			50,000 平方メートル以上の もの	181,900 円				
	2	その他のもの	モデル建物 法によるもの	1,000 平方メートル未満の もの	63,700 円			
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の もの	83,700 円				
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	135,100 円				
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	176,200 円				

備考 第1号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

			もの		
			10,000 平方メートル以上	211,600 円	
			25,000 平方メートル未満の		
			もの		
			25,000 平方メートル以上	248,100 円	
			50,000 平方メートル未満の		
			もの		
			50,000 平方メートル以上の	321,100 円	
			もの		
		その他のもの	1,000 平方メートル未満の	162,900 円	
			もの		
			1,000 平方メートル以上	210,000 円	
			2,000 平方メートル未満の		
			もの		
			2,000 平方メートル以上	299,500 円	
			5,000 平方メートル未満の		
			もの		
			5,000 平方メートル以上	368,700 円	
			10,000 平方メートル未満の		
			もの		
			10,000 平方メートル以上	435,700 円	
			25,000 平方メートル未満の		
			もの		
			25,000 平方メートル以上	496,900 円	
			50,000 平方メートル未満の		
			もの		
			50,000 平方メートル以上の	619,500 円	
			もの		
備考 第1号の表の備考1及び備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。					
(4) 法第34条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする			(4) 法第29条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする		

る建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に法第34条第3項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第11号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			省略	
	その他	モデル	300平方メートル	99,200円

る建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に法第29条第3項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第11号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			省略	
			その他	モデル

		のもの	建物法によるもの	ル未満のもの	
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
				省略	
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
省略					
2~4 省略					

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分の評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含

		のもの	建物法によるもの	ル未満のもの	
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
				省略	
				その他のもの	300 平方メートル未満のもの
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		418,900 円
			省略		
			2~4 省略		

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分の評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含



むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2・3 省略

4 第1号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

- (5) 法第34条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)をしようとする者 当該認定等に係る1の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 法第34条第1項の規定による認定の申請の場合又は法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

イ 法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築

むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2・3 省略

4 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

- (5) 法第29条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)をしようとする者 当該認定等に係る1の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 法第29条第1項の規定による認定の申請の場合又は法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

イ 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築

物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。)の場合 第9号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(6) 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第35条第2項の規定による申出又は法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1・2 省略

3 第1号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。)の場合 第9号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(6) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第30条第2項の規定による申出又は法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1・2 省略

3 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

(7) 法第 35 条第 2 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。))に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第 35 条第 2 項の規定による申出又は法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第 4 号及び前号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 5 の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の

(7) 法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。))に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第 30 条第 2 項の規定による申出又は法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第 4 号及び前号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 3 の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の

評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前号及び第9号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額

イ 省略

(8) 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第35条第2項の規定による申出又は法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前2号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(イ) 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前2号及び第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲

評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前号及び第9号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額

イ 省略

(8) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第30条第2項の規定による申出又は法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前2号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(イ) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前2号及び第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲

げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

(9) 法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,100 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円
			省略	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円	

げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

(9) 法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額	
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,100 円	
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円	
			省略		
			その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの

				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
				省略	
		その他のもの	300平方メートル未満のもの		130,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		162,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		210,000円
			省略		
2～4 省略					

備考

1 省略

2 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けよ	書面の交付を受けようとする	

				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
				省略	
		その他のもの	300平方メートル未満のもの		130,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		210,000円
			省略		
2～4 省略					

備考

1 省略

2 第1号の表の備考3並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けよ	書面の交付を受けようとする	

	うとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	する建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
		省略	
		省略	
2	その他のモデル建築法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
		省略	
		省略	
	その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
		省略	
		省略	

備考 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定

	うとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	する建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
		省略	
		省略	
2	その他のモデル建築法によるもの	5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
		省略	
		省略	
	その他のもの	5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
		省略	

備考 第1号の表の備考3並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定

は、この表についても適用する。

(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 <sup>に</sup> 該当すると認めたもの	1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
		1,000 平方メートル以上	16,000 円
		2,000 平方メートル未満のもの	
		2,000 平方メートル以上	46,400 円
		5,000 平方メートル未満のもの	
		省略	
2	その他のモデル建築法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
		1,000 平方メートル以上	83,700 円
		2,000 平方メートル未満のもの	
		2,000 平方メートル以上	135,100 円
		5,000 平方メートル未満のもの	
		省略	

は、この表についても適用する。

(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 <sup>に</sup> 該当すると認めたもの	5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円
		省略	
2	その他のモデル建築法によるもの	5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円
		省略	



	その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円
		省略	

備考 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する

(12) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300 平方メートル未満のもの	11,000 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
			省略	
	その他のもの	モデル建物法による	300 平方メートル未満のもの	99,200 円
			300 平方メートル	126,300 円

	その他のもの		
		5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円
		省略	

備考 第1号の表の備考3並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する

(12) 法第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300 平方メートル未満のもの	11,000 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
			省略	
			その他のもの	モデル建物法による

			もの	ル以上 1,000 平方メートル未満のもの	
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
				省略	
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
省略					
2~4 省略					

備考

1 省略

2 第 1 号の表の備考 4 及び備考 5 並びに第 4 号の表の備考 2 の規定は、この表についても適用する。

3~6 省略

(13) 法第 35 条第 1 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 41 条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1 通につき 2,000 円

以下省略

			もの		
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
				省略	
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
省略					
2~4 省略					

備考

1 省略

2 第 1 号の表の備考 2 及び備考 3 並びに第 4 号の表の備考 2 の規定は、この表についても適用する。

3~6 省略

(13) 法第 30 条第 1 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 36 条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1 通につき 2,000 円

以下省略